

当ファンドは、特化型運用を行います。

SMT iPlus 日本株式

《愛称：つみたてインデックスプラス・日本》

追加型投信／国内／株式



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- 本書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

■ 委託会社 (ファンドの運用の指図を行う者)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第347号

設立年月日：1986年11月1日

資本金：20億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額：18兆7,254億円

(資本金、運用純資産総額は2026年6月30日現在)

■ 受託会社 (ファンドの財産の保管及び管理を行う者)

三井住友信託銀行株式会社

■ 照会先

 三井住友トラスト・アセットマネジメント

 ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

 フリーダイヤル：0120-668001
(受付時間：営業日の午前9時～午後5時)



SMTAM投信関連情報サービス

お客様が指定されたファンドに関する情報(基準価額、レポート)や投資に関するコラム等をLINEでお知らせします。

※LINEご利用設定は、お客様のご判断をお願いします。
※サービスのご利用にあたっては、あらかじめ「SMTAM投信関連情報サービス利用規約」をご確認ください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型投信	国内	株式

属性区分			
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
その他資産 (注))	年1回	日本	ファミリーファンド

(注)投資信託証券(株式 一般)

※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご覧ください。

ESG分類
ESG投信ではありません

この目論見書により行うSMT iPlus 日本株式の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年8月24日に関東財務局長に提出しており、2026年9月9日にその届出の効力が生じております。

ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。その際、投資者は自ら請求したことを記録しておいてください。

～「パフォーマンス」と「コスト」重視の日本株式投資～

SMT iPlus 日本株式
(愛称: つみたてインデックスプラス・日本)

2008年のSMTインデックスシリーズ提供開始以来、当社は「分かりやすい、始めやすい、続けやすい」をコンセプトに、さまざまな資産や地域を対象とした指数に連動するファンドを取り揃えてきました。

この「SMT iPlus シリーズ」は、インデックスを上回るパフォーマンスを目指すとともに、信託報酬が運用成績に応じて変動する仕組みを採用しているシリーズです。

本ファンドは、「バリュー」「モメンタム」「クオリティ」「ディフェンシブ」の4つの戦略を活用し、日経平均トータルリターン・インデックスを上回る運用成果の獲得と、中長期的な資産成長を目指して運用を行います。また、コストの面では、基本報酬は低水準に抑え、日経平均トータルリターン・インデックスを上回る運用成果が得られた場合にのみ実績報酬が発生する設計になっています※。

日本株式投資の選択肢の一つとして、本ファンドをご活用してみませんか。

※実績報酬の発生条件やファンドの詳細については、「ファンドの特色」をご確認ください。

～ 三井住友トラスト・アセットマネジメント 企業理念 Vision ～

未来の可能性を拓き、真に“豊かな”社会を育む。

私たちは、お客様一人ひとりと歩みをともにし、同じ夢を追い求めながら、
未来に託す思いにこたえる資産運用の新しいカタチを追求していきます。

2026年8月

✓ ファンドの目的・特色

ファンドの目的

投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

特色1

主としてわが国の金融商品取引所等に上場されている株式に投資し、日経平均トータルリターン・インデックス※（以下「ベンチマーク」）を上回る投資成果を目指します。

※「日経平均トータルリターン・インデックス」とは、株式会社日本経済新聞社が独自に開発した手法により、東京証券取引所プライム市場上場銘柄のうち日経平均株価（日経平均）を構成する225銘柄の値動きだけでなく、各構成銘柄の配当も加味した場合のパフォーマンスを示す指数です。

「日経平均」及び「日経平均トータルリターン・インデックス」（以下、「日経平均」という。）に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社は「日経平均」を継続的に公表する義務を負うものではなく、その誤謬、遅延又は中断に関して責任を負いません。また、本件投資信託について、日本経済新聞社は一切の責任を負うものではありません。

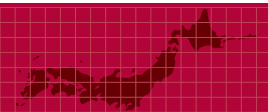
*当ファンドは、特化型運用を行います。

当ファンドの実質投資対象であるわが国の金融商品取引所等に上場されている株式には、一般社団法人資産運用業協会規則で定める寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、特定の銘柄への投資が集中することがあります。

当該銘柄のエクスポージャーが投資信託財産の純資産総額の35%を超えないように運用を行いますが、当該銘柄に財政難、経営不振等が生じた場合又はそれが予想される場合には、大きな損失が発生することがあります。



ファンドの特色



特色2

財務情報及び非財務情報(オルタナティブデータ)を活用した計量分析により投資銘柄を決定します。

マザーファンドの投資プロセス



*1 株価の割安さを測る指標

*2 過去一定期間の株価の上昇率を測る指標

*3 企業の収益力を測る指標

※伝統的指標、オルタナティブデータの例はイメージです。実際にファンドで使用していないものも含まれます。

※上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

✓ ファンドの目的・特色

ファンドの特色



■各戦略の概要

- 特徴の異なる4戦略が得意・苦手な市場局面をカバーし合うことで、安定的に超過収益の獲得を目指します。

バリュー戦略

- 本来あるべき水準まで株価が上昇する可能性の高い割安銘柄に投資する戦略

モメンタム戦略

- 株価の上昇トレンドの継続が見込める銘柄に投資する戦略

クオリティ戦略

- 持続的な業績成長に伴う株価の安定的な上昇が見込める優良銘柄に投資する戦略

ディフェンシブ戦略

- 株価の値崩れの可能性が低い銘柄に投資する戦略



ファンドの特色



特色3 信託報酬に、実績報酬を設けます。

- 前四半期の期間(以下「計算対象期間」又は「四半期」)*¹における基準価額の騰落率(年率換算)と、同期間のベンチマークの騰落率(年率換算)の差(以下「実績差」)がプラスの場合、その実績差の33%(税抜30%)を実績報酬率とし、計算対象期間の翌四半期に適用します*²。ただし、実績報酬率の上限は、年率1.1%(税抜1.0%)とします。
- 実績差がマイナスの場合、及び設定日から各計算対象期間末日までの基準価額の騰落率(年率換算)と、同期間のベンチマークの騰落率(年率換算)の差(以下「累積実績差」)がマイナスの場合は、実績報酬は頂きません。

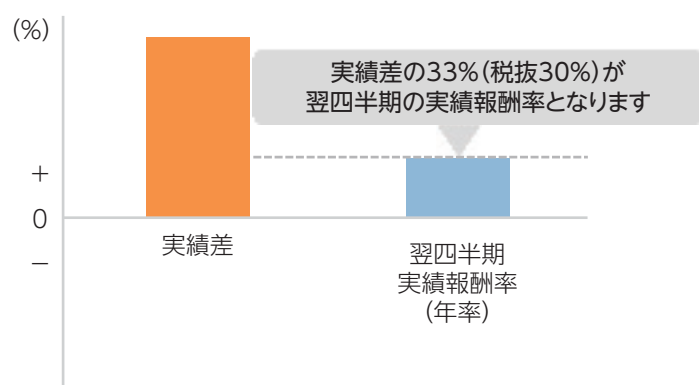
*1 計算対象期間末日は、3月、6月、9月、12月の最終営業日です。

*2 実績報酬率は、翌計算対象期間の開始月の月初6営業日目の翌日から翌々計算対象期間の開始月の月初6営業日目まで適用します。

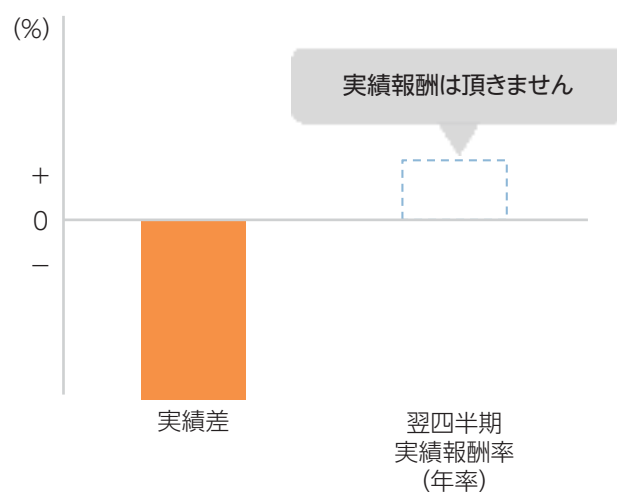
※設定日から2027年1月12日までは、実績報酬は頂きません。

■実績報酬のイメージ

【前四半期の実績差がプラスの場合】



【前四半期の実績差がマイナスの場合】



※実績差がプラスの場合でも、設定来の累積実績差がマイナスの場合は、実績報酬は頂きません。

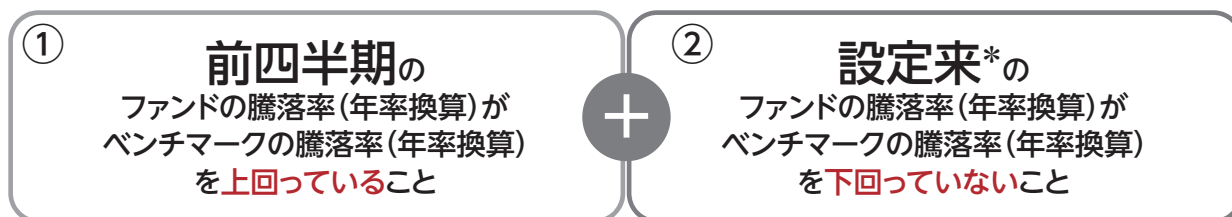
※実績報酬の有無にかかわらず、基本報酬はファンドの保有期間中は常にご負担頂きます。

※上記は実績報酬のイメージ図であり、実績報酬の全てのケースを表したものではありません。

ファンドの目的・特色

ファンドの特色

■実績報酬の有無の判断基準



	上記各条件を満たす場合=○、満たさない場合=×			
前四半期の騰落率(年率換算)	○	×	×	○
設定来の騰落率(年率換算)	×	○	×	○
実績報酬の有無	無	無	無	有

*設定日から各計算対象期間末日までです。

実績報酬率の計算例(四半期の実績差、設定来の累積実績差が以下の場合)

	第1 計算対象期間	第2 計算対象期間	第3 計算対象期間	第4 計算対象期間	第5 計算対象期間	第6 計算対象期間
四半期実績差 (年率換算)	+2.0% ×33%(税抜30%)	-2.0%	-3.0%	+3.0%	+6.0% ×33%(税抜30%)	
設定来累積実績差 (年率換算)	+2.0%	0.0%	-3.0%	-0.1%	+5.9%	
実績報酬率 (年率、税込)	0.0%	0.66%	0.0%	0.0%	0.0%	1.98% ⇒1.1%

※設定日から2027年1月12日までは、実績報酬は頂きません。

実績報酬率の最大は年率1.1%(税抜1.0%)とします。

前四半期の実績差もしくは設定来の累積実績差がマイナスの場合は、翌四半期の実績報酬率はゼロとなります。

※実績報酬の有無にかかわらず、基本報酬はファンドの保有期間中は常にご負担頂きます。

※実績報酬の有無の判断基準の①かつ②の条件を満たす場合には、計算対象期間末の基準価額が、前計算対象期間末又は設定日の基準価額を下回っている場合でも実績報酬をご負担頂きます。

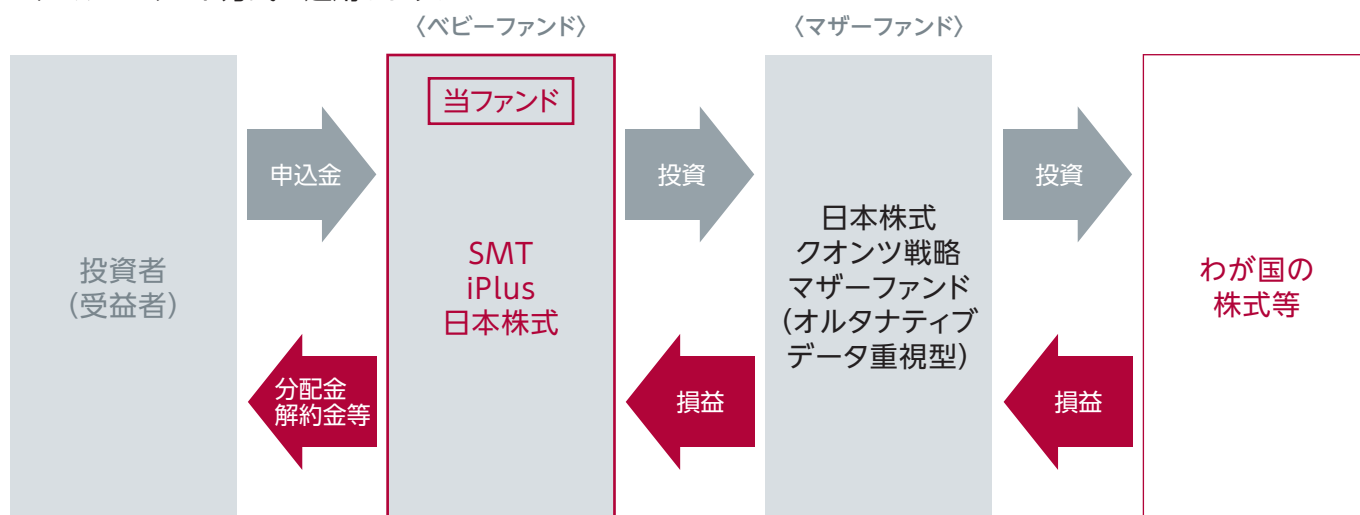
※上記は実績報酬のイメージであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。



ファンドの特色

ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式で運用します。



ファミリーファンド方式とは

投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。

〈マザーファンドの概要〉

マザーファンド	主な投資対象・投資地域	運用の基本方針
日本株式クオンツ戦略 マザーファンド (オルタナティブデータ重視型)	わが国の金融商品取引所等に上場されている株式	この投資信託は、わが国の金融商品取引所等に上場されている株式を主要投資対象とし、日経平均トータルリターン・インデックスを上回る投資成果を目指して運用を行います。

分配方針

- 年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。
ただし、分配を行わないことがあります。
 - 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ※ 将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。
- デリバティブ取引は、ヘッジ目的に限定します。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様には帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク	株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。
信用リスク	有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが見られなかった場合も同様です。
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の換金申込が発生し短期間で換金代金を手当てする必要性が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止、取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

- 運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

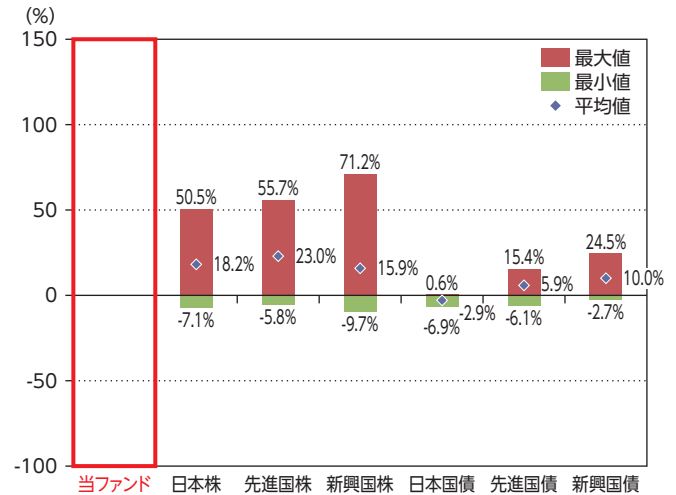


【参考情報】

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

*当ファンドは2026年9月10日に運用を開始する予定であり、表示に必要とする年間騰落率及び分配金再投資基準価額のデータはありません。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*2021年7月～2026年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。

*当ファンドは2026年9月10日に運用を開始する予定であり、表示に必要とする年間騰落率のデータはありません。

各資産クラスの指数について

日本株 TOPIX (東証株価指数) (配当込み)	TOPIX (東証株価指数)とは、株式会社JPX総研が算出、公表する指数で、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数の指数値及び同指数に係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び同指数に係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
先進国株 MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc. が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc. が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
日本国債 NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募固定利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数の知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われる当社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性及び完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏又は遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債 JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースIFIED (円ベース)	本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。

基準価額・純資産の推移

ファンドは、2026年9月10日に運用を開始する予定であり、該当する記載事項はありません。

分配の推移

ファンドは、2026年9月10日に運用を開始する予定であり、該当する記載事項はありません。

主要な資産の状況

ファンドは、2026年9月10日に運用を開始する予定であり、該当する記載事項はありません。

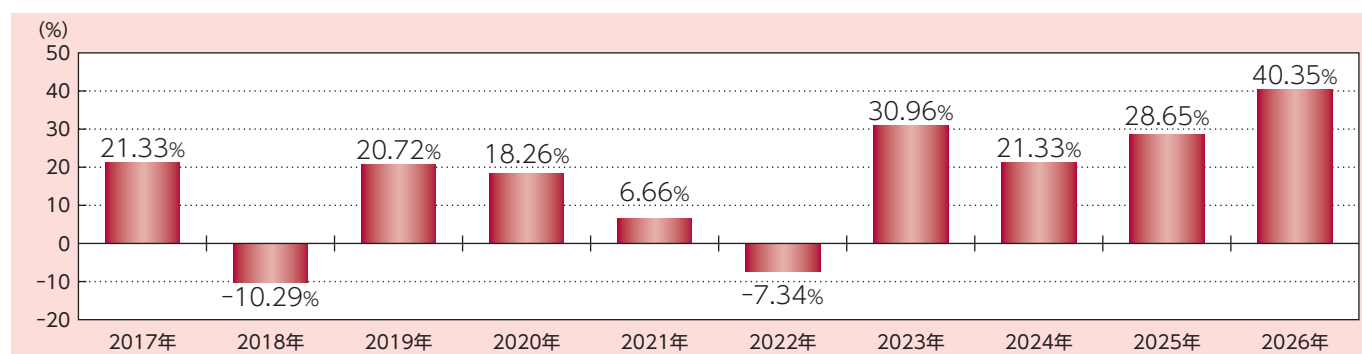
なお、ファンドが投資対象とするマザーファンドの2026年6月30日現在の状況は以下の通りです。

<日本株式クオンツ戦略マザーファンド(オルタナティブデータ重視型)>

銘柄名	国／地域	種類	業種	投資比率
東京エレクトロン	日本	株式	電気機器	12.8%
アドバンテスト	日本	株式	電気機器	11.9%
ファーストリテイリング	日本	株式	小売業	7.9%
ソフトバンクグループ	日本	株式	情報・通信業	7.9%
キオクシアホールディングス	日本	株式	電気機器	3.2%
リクルートホールディングス	日本	株式	サービス業	2.8%
TDK	日本	株式	電気機器	2.0%
キーエンス	日本	株式	電気機器	1.9%
富士フイルムホールディングス	日本	株式	化学	1.9%
ソニーグループ	日本	株式	電気機器	1.7%

※投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※上記はファンドのベンチマークである「日経平均トータルリターン・インデックス」の年間収益率です。2026年は年初から6月末までの収益率です。

※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページ等でご確認いただけます。



手続・手数料等



お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	当初自己設定:1口当たり1円とします。 継続申込期間:購入申込受付日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額とします。(信託財産留保額の控除はありません。)
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時半までにお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	当初自己設定:2026年9月9日を申込期間とします。 継続申込期間:2026年9月10日から2027年12月8日までとします。 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	無期限(2026年9月10日設定)
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。 ●受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合 ●ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合 ●やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年9月8日(休業日の場合は翌営業日)です。
収益分配	年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	3,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算時及び償還時に交付運用報告書及び運用報告書(全体版)を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※上記は、2026年6月30日現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。 なお、配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料

購入申込受付日の基準価額に**0%～3.3%(税抜0%～3.0%)の範囲**で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

購入時手数料は、商品説明等に係る費用等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

信託財産留保額

ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

以下の①及び②を合計した額とします。

信託期間を通じて毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のとき、信託財産から支払われます。

①基本報酬

純資産総額に対して**年率0.055%(税抜0.05%)**を乗じて得た額

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

支払先毎の配分は以下の通りです。

支払先	内訳	主な役務
委託会社	年率0.011% (税抜0.01%)	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
販売会社	年率0.022% (税抜0.02%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年率0.022% (税抜0.02%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

運用管理費用 (信託報酬)

②実績報酬

前四半期の期間(以下「計算対象期間」)^{※1}における基準価額の騰落率(年率換算)が、同期間のベンチマークの騰落率(年率換算)よりも高い場合、その差の33.0%(税抜30.0%)に相当する率を実績報酬率^{※2※3}とし、計算対象期間の翌四半期に適用します^{※4}。

ただし、設定日から各計算対象期間末日までの基準価額の騰落率(年率換算)が、同期間のベンチマークの騰落率(年率換算)よりも低い値である場合は頂きません。

※1. 計算対象期間末日:3月、6月、9月、12月の最終営業日です。

※2. 実績報酬は、委託会社と販売会社に対し、7:3の割合で配分されます。

※3. **上限を年率1.1%(税抜1.0%)**とします。

※4. 実績報酬率は、翌計算対象期間の開始月の月初6営業日目の翌日から翌々計算対象期間の開始月の月初6営業日目まで適用します。

※5. 実績報酬は設定日から2027年1月12日までは頂きません。

その他の費用・ 手数料

有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費用等をその都度、監査費用等を日々、ファンドが負担します。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

- ・有価証券の売買・保管に係る費用:有価証券の売買・保管にあたり、売買仲介人・保管機関に支払う手数料
- ・信託事務に係る諸費用:投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息等
- ・監査費用:監査法人に支払うファンドの監査に係る費用

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。



〈税金〉

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※上記は2026年6月30日現在のものです。

(参考情報) ファンドの総経費率

運用報告書作成対象期間の末日が到来していないため、該当する記載事項はありません。

